

空き家確保支援事業補助金について

市内に所在する空き家を地域資源として掘り起こし、安心して空き家を住まいとして選択できる環境の整備を図ることで、市の定住促進や地域の活性化に寄与することを目的として、空き家の掘り起こしを行った方や自己が所有する空き家を適正に管理した方に対し、補助金を交付しています。



事業期間 令和8年度から令和10年度まで(～令和11年3月31日)



事業の種類と概要

(1) 掘り起こし補助金【自治会/有資格者】

空き家の所有者等に対し、空き家バンク物件登録の奨励等を行った結果、登録に繋がった場合において、掘り起こし補助金を交付する事業です。(1件につき5万円)

(2) 掘り起こし補助金【宅建事業者】

宅地建物取引業者より提供のあった、所有者不明等の理由で利活用に繋がっていない空き家情報を元に、市が空き家バンク登録勧奨を行った結果、登録に繋がった場合において、当該情報提供業者に対し掘り起こし補助金を交付する事業です。

(1件につき5万円)

(3) 適正登記補助金

所有者に係る登記が整理された空き家を、空き家バンクに登録した所有者に対し、補助金を支払います。(1件につき3万円)

(4) 適正管理補助金

適正登記補助金の交付を受けた所有者が、空き家バンク申請日6か月前から登録後6か月の間に、空き家バンク登録物件に係る庭木の手入れや家財道具の処分を行った場合に、かかった費用の一部を補助します。

(1件につき最大7万円、補助率 10/10)

(5) インспекション補助金

空き家バンク申請日6か月前から登録後6か月の間に、インспекションを実施した空き家の所有者等に対し、当該インспекションに係る費用の一部を補助します。

(1件につき2万円)



書類の提出先

南あわじ市まちづくり建設部都市政策課

TEL:0799-43-5227 FAX:0799-43-5327

(1) 掘り起こし補助金【自治会/有資格者】

空き家の所有者等に対し、空き家バンク物件登録の奨励等を行った結果、登録に繋がった場合において、掘り起こし補助金を交付する事業です。



● 補助対象者

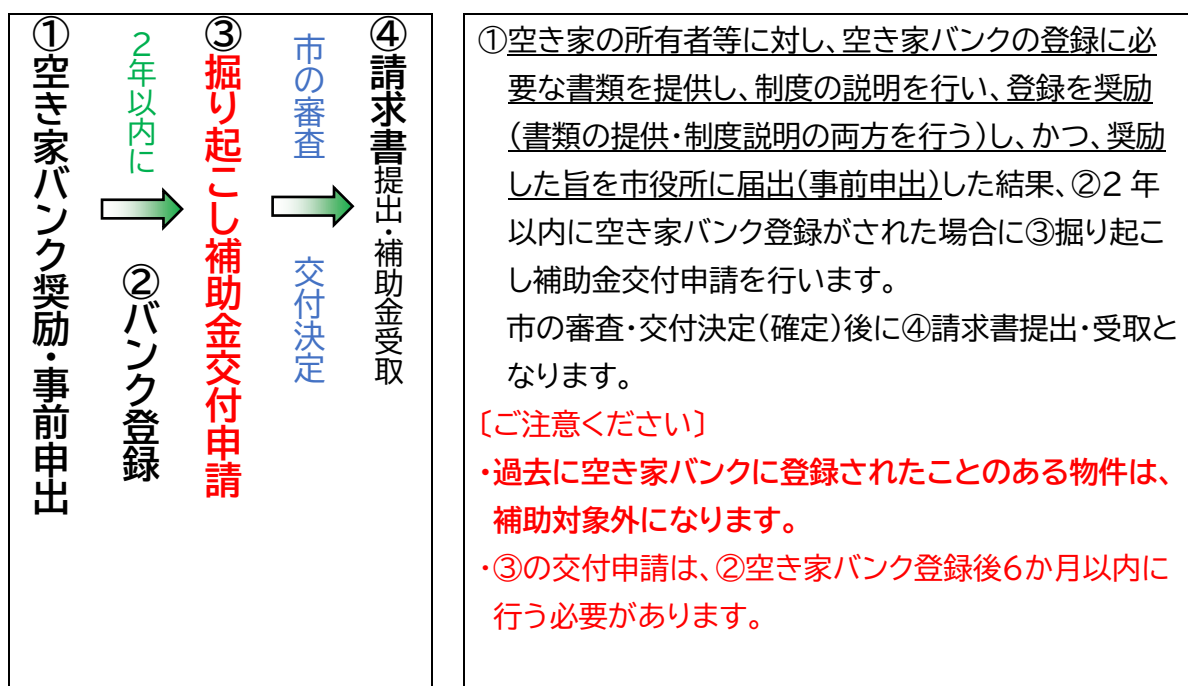
- 空き家が所在する区域の単位自治会又は空き家の適正管理に係る資格を保有する市内在住者
- 事前申出書(奨励等実施報告書)(様式第2号)を提出していること。
- 奨励等を行った日から起算して2年以内に、当該空き家が空き家バンクに登録されていること。
- 対象となる空き家について、過去に南あわじ市空き家確保支援事業(掘り起こし補助金)を受けたことがないこと。

● 補助金額 空き家バンク登録1件につき**5万円**

● 必要書類

- 空き家確保支援事業補助金交付申請書(様式第3号)
- 事前申出書(奨励等実施報告書)(様式第2号)を提出したことが分かる書類の写し

● 申請の流れ



(2) 掘り起こし補助金【宅建事業者】

宅地建物取引業者より提供のあった、所有者不明等の理由で利活用に繋がっていない空き家情報を元に、市が空き家バンク登録勧奨を行った結果、登録に繋がった場合において、当該情報提供業者に対し掘り起こし補助金を交付する事業です。



● 補助対象者

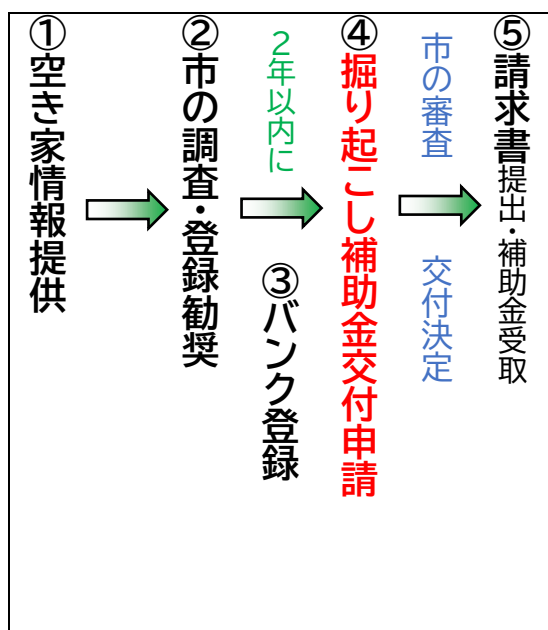
- 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部に所属し、かつ、空き家バンクに登録された空き家の媒介が可能である事業者であること。
- 事前申出書(空き家情報提供申出書兼誓約書)(様式第1号)を提出していること。
- 事前申出書(空き家情報提供申出書兼誓約書)(様式第1号)に基づき、市が空き家所有者に対し空き家バンク登録勧奨を行った日から起算して2年以内に、当該空き家が空き家バンクに登録されていること。
- 対象となる空き家について、過去に南あわじ市空き家確保支援事業(掘り起こし補助金)を受けたことがないこと。

● 補助金額 空き家バンク登録1件につき5万円

● 必要書類

- 空き家確保支援事業補助金交付申請書(様式第3号)
- 事前申出書(空き家情報提供申出書兼誓約書)(様式第1号)を提出したことが分かる書類の写し

● 申請の流れ



①事前申出書(空き家情報提供申出書兼誓約書)の提出を受け、②市が調査を行い、空き家バンク登録勧奨を行った日から2年以内に③空き家バンクの登録がされた場合に④掘り起こし補助金交付申請を行います。
市の審査・交付決定(確定)後に⑤請求書提出・受取となります。

【ご注意ください】

- ・過去に空き家バンクに登録されたことのある物件は、補助対象外になります。
- ・④の交付申請は、③空き家バンク登録後6か月以内に行う必要があります。

(3) 適正登記補助金

所有者に係る登記が整理された空き家を、空き家バンクに登録した所有者に対し、補助金を支払います。

● 補助対象者

- 空き家バンクに登録した物件の土地・家屋の両方の登記が整理されており、当該登記簿に所有者として記録されていること。
- 市税の未納がないこと。
- 南あわじ市暴力団排除条例(平成 25 年南あわじ市条例第 12 号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- 申請対象となる空き家について、過去に本事業の補助を受けていないこと。

● 補助金等の額 空き家バンク登録 1 件につき**3万円**

● 必要書類

- 南あわじ市空き家確保支援事業補助金等交付申請書兼誓約書(様式第4号)
- 対象となる空き家に係る登記事項証明書(土地、家屋)
- 未納税額のない証明書

～ご注意ください～
適正登記補助金・適正管理補助金の申請は、「空き家バンク登録後6か月以内」に行う必要があります。
過去に空き家バンクに登録されたことのある物件は、補助対象外になります。

(4) 適正管理補助金

適正登記補助金の交付を受けた所有者が、空き家バンク申請日6か月前から登録後6か月の間に、空き家バンク登録物件に係る庭木の手入れや家財道具の処分を業者に依頼し行った場合に、かかった費用の一部を補助します。

● 補助対象者

- 適正登記補助金の交付決定を受けていること。(同時申請可)
- 市税の未納がないこと。
- 南あわじ市暴力団排除条例(平成 25 年南あわじ市条例第 12 号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- 申請対象となる空き家について、過去に本事業の補助を受けていないこと。

● 補助金等の額 **最大7万円** (補助率 10/10)

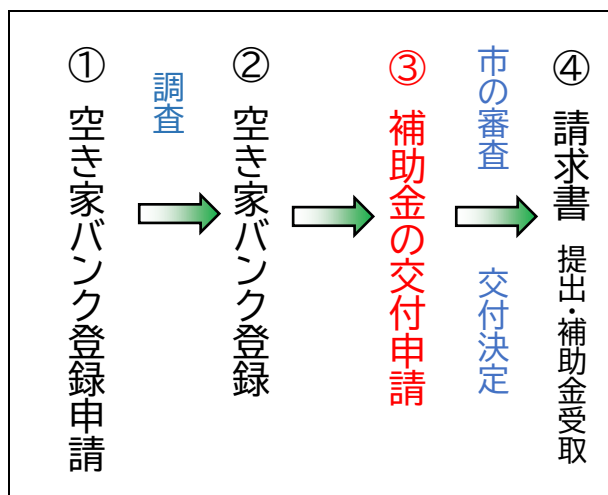


● 必要書類

- 南あわじ市空き家確保支援事業補助金等交付申請書兼誓約書(様式第4号)
- 領収証等及び写真
- 空き家確保支援事業補助金交付決定通知書兼務確定通知書(適正登記補助金) ※
- 対象となる空き家に係る登記事項証明書(土地、家屋) ※
- 未納税額のない証明書 ※

※適正登記補助金と同時申請の場合不要

●申請の流れ ※詳しくはお問合せください。



【ご注意ください】

・③の交付申請は、空き家バンク登録後6か月以内に行う必要があります。

・空き家の家財道具撤去・敷地内の庭木の手入れの作業は、①の6か月前～②の6か月後の間に事業者に依頼し、費用を支払っていることが条件です。

～よくあるお問合せ～

【共通】

Q:空き家バンクに登録したくて申請したけど、登録できなかった場合はどうなるの？

A:適正登記補助金、適正管理補助金ともに、空き家バンクに登録されることが条件になるため、登録できなかった場合は、この補助金の申請をすることができません。また、先に庭木の手入れ等を行い、費用を支払っている場合であっても、空き家バンクに登録できなかった場合は費用等のお支払いはできませんので予めご了承ください。

【適正登記補助金】

Q:「登記が整理されている」とはどういうこと？

A:空き家バンクに登録された空き家(土地と家屋の両方)について、市の書類(名寄帳等)だけでなく、法務局で管理されている登記簿に、申請者が「所有者」として登録されていることをいいます。相続登記が済んでいないものや、建物登記がされていないものは対象になりません。

【適正管理補助金】

Q:自分で粗大ごみを搬出した経費は対象？

A:ご自身で搬出した経費等は対象になりません。対象となる経費は、

〔時期〕 空き家バンク申請日6か月前から空き家バンク登録後6か月の間に

〔誰に〕 事業者に依頼し

〔何を〕 当該空き家にある家財道具の撤去又は敷地内にある庭木の手入れをしてもらい、

〔経費〕 対象者がその経費を事業者に支払った経費 となります。

Q:領収書ってレシートでもいいの？

A:所定の様式はありませんが、対象者が支払ったことが分かり、家財道具の撤去又は庭木の手入れを行った年月日、場所及び当該作業に係る費用を支払った年月日が記載されていることが必要です。市役所にも様式を用意しておりますので、必要な方はお申し出下さい。



(5) インスペクション補助金

空き家バンク申請日6か月前から登録後6か月の間に、インスペクションを実施した空き家の所有者等に対し、当該インスペクションに係る費用の一部を補助します。
(1件につき2万円)

インスペクションってなに？

空き家の状態を確認する建物状況調査のことです。

インスペクションを行うことで、シロアリ被害や雨漏りの有無など、空き家の現状を把握することができるため、売主・買主がともに空き家の品質に納得した上で売買契約を結ぶことができます。

この補助金では、兵庫県が実施するひょうごインスペクション実施支援事業補助金の交付決定を予め受けた上でインスペクションを実施するか、同補助金の交付決定を受けた検査法人若しくは仲介事業者インスペクションの実施を依頼することが交付の条件になっています。



ひょうごインスペクション実施支援事業については
兵庫県ホームページをご確認ください。

ひょうごインスペクション

検索

● 補助対象者

- 申請日において、当該空き家バンク物件に係る所有者等であること。
- 県補助金の交付決定を受けていること(県補助金の交付決定を受けることができない特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。)、又は県補助金の交付決定を受けた検査法人若しくは仲介事業者インスペクションの実施を依頼していること。
- 市税の未納がないこと。
- 南あわじ市暴力団排除条例(平成25年南あわじ市条例第12号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

● 補助金額 空き家バンク登録1件につき**2万円**



● 必要書類

- 空き家確保支援事業補助金(インスペクション補助金)交付申請書兼誓約書(様式第5号)
- 県補助金の交付決定通知書の写し(申請者自身が交付決定を受けた場合に限る)
- 未納税額のない証明書(発行日から1月以内のもの)
- インスペクションに係る費用を支払ったことが分かる書類の写し
- インスペクションに係る検査結果報告書の写し(写真台帳等の添付書類は省略可)